事　務　連　絡
令和４年８月16日

農林水産・食品関連団体　各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長

商慣習見直しに取り組む事業者の募集について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

ご承知のとおり、農林水産省では、食品関連事業者における食品ロスの削減の取組を推進しており、その一環として、納品期限の緩和、賞味期限の大括り化、賞味期間の延長を三位一体で行う商慣習の見直しを促しているところです。こうした商慣習の見直しについては、地域の事業者が一斉に取り組むことが、サプライチェーン全体における食品ロスの削減を加速させるために効果的です。

このため、農林水産省では、10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」と定め、この日に向けて、①加工食品の納品期限の緩和に取り組む食品小売業者、②加工食品の賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）に取り組む食品製造業者を募集し、10月31日に公表することとしました。現状取り組まれている事業者のみならず、取り組む予定のある事業者も対象です。加えて本年は、新たに、③賞味期限の延長及び④フードバンク・子ども食堂等への食品の提供に取り組む事業者についても募集・公表することとしています。

また、昨年に引き続き、上記の納品期限緩和等の取組以外でも、応募の中で記載いただいた各事業者における様々な食品ロス削減・食品リサイクルにつながる取組内容も、事業者名の公表にあわせてPRいたします。

以上について、8月10日にプレスリリースを行い、以下のとおり募集を開始しましたので、お知らせいたしますとともに、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

（募集の概要）※詳細は添付のプレスリリースをご参照ください。

１．募集内容

(ア)食品小売業者

・加工食品の納品期限の緩和（特に、賞味期間180日以上の食品を推奨）
・フードバンク・子ども食堂等への食品の提供

(イ)食品製造業者

・加工食品の賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）（特に、賞味期間180日以上の食品を推奨）
・加工食品及び日配品の賞味期限の延長（平成24年度以降に実施した商品がある企業）
・フードバンク・子ども食堂等への食品の提供

※　(ア)(イ)いずれも、一品目でも取り組んでいれば対象となります。

※　今回事業者名を公表する取組（納品期限緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、フードバンク・子ども食堂等への食品の提供）の具体的内容や、それに限らず各事業者の様々な食品ロス削減や食品リサイクルの取組について、PR をご希望の場合は、添付のフォーマットに記載いただいたもの、または取組についてのウェブページをお持ちの場合は、その URL をご提出ください。事業者名の公表の際にそれを掲載し、PR させていただきます。

２．募集対象者

上記１の（ア）、（イ）の内容に、現在取り組んでいる、または取り組む予定の食品小売業者及び製造業者（ただし、フードバンクについては、現在取り組んでいる事業者のみが対象です。）

３．募集期間

令和４年８月 10 日（水曜日）～10 月 21 日（金曜日）17 時 00 分

（参考）令和４年８月 10 日付農林水産省プレスリリースはこちらから御確認いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/220810.html

（連絡先）
大臣官房 新事業・食品産業部
外食・食文化課 食品ロス削減・リサイクル班
担当：岸田、浅田、髙橋
電話：03-6744-2066（4319）

報道関係各位

令和4 年8 月 10 日

食品ロス削減に取り組む事業者を今年も公表します

～商慣習見直し事例の募集開始～

農林水産省は、食品ロス削減の取組を推進するため、食品ロス削減に向けて商慣習の見直しに取り組む食品事業者を令和4 年8 月 10 日（水曜日）から 10 月 21 日（金曜日）17 時まで募集します。なお、応募いただいた事業者名等は 10 月 31 日（月曜日）に農林水産省ホームページで公表します。

食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

１．　背景

農林水産省では、食品ロス削減に向けた商慣習の見直しを進めるため、食品事業者に対し納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化等を呼びかけています。

食品ロスの削減は、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals（SDGs））の１つとなるなど、国際的にも重要な課題で、国民一人ひとりが主体的に取り組むことが求められているほか、食品事業者が、消費者、従業員、株主、取引先、自治体などのステークホルダーから「選ばれる企業」となるための重要な判断材料の一つに、商慣習の見直しを通じた食品ロス削減の取組を行っていることがあります。

さらに、食品ロス削減に取り組む食品事業者が、取組内容を消費者に発信し、消費者が、その事業者の商品、店舗等を積極的に利用することによって、食品ロス削減が一層促進されると期待されています。

こうした食品事業者と消費者双方のコミュニケーションを活性化するため、農林水産省においては、令和２年度より、商慣習の見直しに取り組む事業者を毎年募集し、農林水産省ホームページで当該事業者名と 10 月 30 日時点の取組状況等を公表しています。（食品ロス削減推進法において「食品ロス削減の日」が 10 月 30 日とされたことを踏まえ、当省では、この日を「全国一斉商慣習見直しの日」としています）

今年度からは、昨年度公表を実施した取組内容に加え、賞味期限の延長に取り組む事業者及びフードバンク・子ども食堂等への食品の提供に取り組む事業者も募集し、公表します。

２．　商慣習の見直しに取り組む事業者の募集

（１）募集内容

食品小売業者及び食品製造業者が取り組む以下の商慣習の見直し事例を募集します。本年 10 月 30 日時点の取組状況に基づき、事業者名等の公表を行います。

（ア）食品小売業者

・加工食品の納品期限の緩和（特に、賞味期間 180 日以上の食品を推奨）
・フードバンク・子ども食堂等への食品の提供

（イ）食品製造業者

・加工食品の賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）（特に、賞味期間 180 日以上の食品を推奨）
・加工食品及び日配品の賞味期限の延長（商慣習検討ワーキングチームを設置した平成 24 年度以降に実施した商品がある企業）
・フードバンク・子ども食堂等への食品の提供

※商慣習の見直しを含めた食品ロス削減や食品リサイクルの取組について、添付のフォーマットに記載いただいた内容に加え、食品ロス削減や食品リ

サイクルの取組についてのウェブページをお持ちの場合は、その URL をご提出いただければ、事業者名の公表の際にそれらの情報を掲載し、ＰＲさせていただきます。

（２）募集対象者

（１）の（ア）、（イ）の内容に、本年 10 月 30 日時点で取り組んでいる、または取り組む予定の食品小売業者及び食品製造業者

※「取り組む予定」とは、取組を開始する時期（年月）が定まっている事業者となっています。

※この募集は、本年度農林水産省補助事業の中で行われている、公益財団法人流通経済研究所発出の納品期限緩和及び賞味期限大括り化のアンケート調査と連動して行っております。そのため、公益財団法人流通経済研究所からの調査票を受け取られた事業者につきましては、その回答をもって当募集への応募に代えさせていただきます。

（３）応募方法

別紙１、別紙２及び別紙３の様式に御記入いただき、以下のメールアドレスまで提出してください。

【提出する様式の例】

・（１）の（ア）に該当する事業者で、別紙３のフォーマットにより食品ロス削減や食品リサイクルの取組の掲載を希望する場合。
提出する様式：別紙１、別紙３

・（１）の（ア）に該当する事業者で、 自社のウェブページの URL により食品ロス削減や食品リサイクルの取組の掲載を希望する場合。
提出する様式：別紙１

・（１）の（イ）に該当する事業者で、食品ロス削減や食品リサイクルの取組の掲載を希望しない場合。
提出する様式：別紙２

※メールの件名は、「商慣習の見直しについて」とし、提出する応募様式と貴社名を一緒にご記載ください。

例：「商慣習の見直しについて（別紙１、〇〇株式会社）
※応募様式のファイル名は、別紙１、２または３のファイル名に貴社名を記載してご提出ください。
例：「別紙１（〇〇株式会社）」

＜提出先＞
loss-non@maff.go.jp

（４）公表方法
本年 10 月 31 日に、農林水産省ホームページ上に、事業者名、品目等を一覧として公表します。

（５）募集期間
令和４年８月 10 日（水曜日）～10 月 21 日（金曜日）17：00 まで

＜添付資料＞
別紙１　納品期限緩和の取組事業者用応募様式
別紙２　賞味期限の延長、及び賞味期限表示の大括り化取組事業者用応募様式
別紙３　食品ロス削減・リサイクルに向けた取組事例の記入フォーマット
別紙４　商慣習見直しの取組の重要性について

お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
食品ロス・リサイクル対策室 食品ロス削減・リサイクル班
担当者：岸田・浅田・髙橋
代表：03-3502-8111（内線 4319）
ダイヤルイン：03-6744-2066

別紙1

納品期限緩和の取組事業者用応募様式

1．本アンケートの対象企業

本アンケートは、食品小売業を対象に実施するものです。

2．本アンケートの調査内容

本アンケートは、貴社における常温加工食品の納品期限や販売期限設定などについておたずねするものです。

3．ご回答いただきたい方

貴社の食品商品部責任者様、もしくは加工食品部バイヤー様、またはそれに相当するお立場の方にお願いします。

4．問い合わせ先

お問い合わせがある場合、遠慮なく下記の担当者までご連絡ください。

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課　岸田、高橋
代表：03-3502-8111（内線 4319）
ダイヤルイン：03-6744-2066
メール： loss-non@maff.go.jp

※お問い合わせはメールでお願い申し上げます。

5．アンケートの回答方法について

「１つに○」「該当するものに○」の設問の場合、「回答欄」のテキストボックス又は表に、○を直接入力してください。
「具体的に記入してください」の設問の場合、テキストボックスに、直接入力で記載してください。

貴社名	
部署名	
お役職	
ご氏名	

郵便番号	
都道府県	
住所	
電話番号	
Eメール	

ここからが設問です。

1　現在公表されている納品期限緩和企業実施一覧について

本調査は昨年度も実施され、その結果などをもとに、加工食品の納品期限の緩和取り組み小売業（実施予定を含む） 186事業者とその取り組み状況が公表されています。
詳細は下記URLをご参照ください。
https://www.dei.or.jp/aboutdei/pdf/press/press_211029_01.pdf

Q１　貴社の情報が上記の一覧に掲載されており、掲載内容に変化がなければ「１．」を選択してください。
それ以外の状況であれば、「２．」を選択してください。
「１．」を選択された場合は、Ｑ３へ進んでください。「２．」を選択された方は、Ｑ２へ進んでください。

〔１つに○〕

１．	掲載内容は当社の現在最新の状況である → Ｑ３へ進む	回答欄
２．	それ以外の状況である → Ｑ２へ進む	回答欄

2　納品期限の設定状況について（店舗、及び専用物流センター）

納品期限の設定についての解説図
（例）賞味期間360日の場合

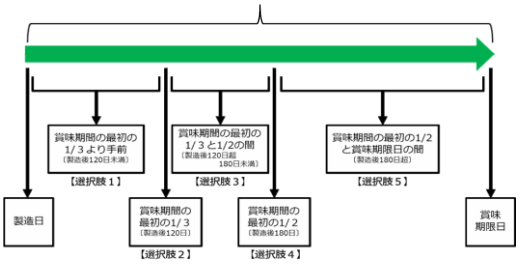

Q２　貴社の「店舗への納品期限」については、上の解説図を参考にご回答ください。
①　下記品目の店舗への納品期限の設定状況についてご回答ください。
②　また、現在、納品期限を「賞味期限の最初の３分の１、もしくはその手前」に設定しているが、今後緩和する予定がある場合、その内容をご回答ください。

品目		① 店舗への納品期限の設定状況【各品目１つに○】									② 納品期限緩和の実施予定【各品目１つに○】					
		1	2	3	4	5	6	7	8	1～2を選んだ品目は②を回答	納品期限を「賞味期限の最初の３分の１」よりも～			「３」を選んだ場合「実施時期」をご記入ください		
		納品期限は賞味期限の最初の～									1	2	3	4		
		3分の1より手前	3分の1	3分の1と2分の1の間	2分の1	2分の1と賞味期限日の間	納入事業者と納品期限を取り決めていない	その他〔具体的に記入してください〕	この品目は取り扱っていない		緩和する予定はない	緩和する予定はあるが実施時期未定	緩和する予定で実施時期決まっている	例：「2022年１月実施予定」		
A	清涼飲料									→			→		年	月実施予定
B	賞味期限180日以上の菓子									→			→		年	月実施予定
C	カップ麺									→			→		年	月実施予定
D	袋　麺									→			→		年	月実施予定
E	レトルト食品									→			→		年	月実施予定
F	調味料									→			→		年	月実施予定
G	スープ									→			→		年	月実施予定
H	缶　詰									→			→		年	月実施予定
I	農産加工品									→			→		年	月実施予定
J	加工水産品									→			→		年	月実施予定
K	冷凍食品									→			→		年	月実施予定
L	その他									→			→		年	月実施予定

品目補足説明

A 清涼飲料	（炭酸、茶系飲料、果実・野菜飲料等）	G スープ	（調理用スープ、インスタントスープ等）
B 賞味期限180日以上の菓子	（キャンディ、チョコレート、ビスケット等）	H 缶　詰	（水産缶詰、畜産缶詰等）
C カップ麺	（カップラーメン・そば・うどん等）	I 農産加工品	（ゴマ、干し椎茸、豆類等）
D 袋　麺	（袋入りラーメン・そば・うどん等）	J 加工水産品	（のり、わかめ、昆布等）
E レトルト食品	（調理済食品、レンジ専用商品等）	K 冷凍食品	（冷凍調理品等）
F 調味料	（味噌・しょうゆ・食用油等）		

「L その他」の具体的品目をご記入ください。（具体的に記入してください）

Q３　貴社の「専用物流センターへの納品期限（入荷鮮度基準）」についてご回答ください。

① 貴社は自社専用の物流センターにより、加工食品を店舗に配送していますか。〔１つに○〕

１．　行っている　→　②へ進む　　回答欄
２．　行っていない　→　Ｑ４へ進む　　回答欄

② 貴社の専用物流センターへの納品期限（入荷鮮度基準）についてご回答ください。〔各品目１つに○〕

品目		1	2	3	4	5	6	7	8
		納品期限は賞味期限の最初の～							
		3分の1より手前	3分の1	3分の1と2分の1の間	2分の1	2分の1と賞味期限日の間	納入事業者と納品期限を取り決めていない	その他（具体的内容を記入）	この品目は取り扱っていない
A	清涼飲料								
B	賞味期限180日以上の菓子								
C	カップ麺								
D	袋　麺								
E	レトルト食品								
F	調味料								
G	スープ								
H	缶　詰								
I	農産加工品								
J	加工水産品								
K	冷凍食品								
L	その他								

3　フードバンク等への食品の提供について

Q４　貴社のフードバンク・子ども食堂などへの食品の寄附の状況として当てはまるものをすべてお答えください。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．　自社の事業活動で発生する余剰食品を定期的に提供している　　回答欄
２．　自社の事業活動で発生する余剰食品を非定期的に提供している　　回答欄
３．　賞味期限が近づいた備蓄食品を提供している　　回答欄
４．　フードドライブなどによって消費者から自社に集められた余剰食品を提供している　　回答欄
５．　仕入れ先から集めた余剰食品を提供している　　回答欄
６．　その他の方法・内容で余剰食品を提供している　　回答欄
７．　余剰食品を提供していない　　回答欄

Q５　フードバンク等に寄贈した食品の費用は、全額を寄付金ではなく、費用とすること（損金算入）ができます。この税制での特例措置を活用されていますか。
税制の特例措置の詳細は、下記のURLの通りです。
（参考URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf）

〔１つに○〕

１．　活用している　　回答欄
２．　活用していない　　回答欄
３．　わからない　　回答欄

Q６　Q8のフードバンク等への寄附での税制の特例措置を活用していない理由はなんでしょうか。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．　知らなかった　　回答欄
２．　メリットが少ない　　回答欄
３．　手続きが煩雑　　回答欄
４．　その他〔具体的に記入してください〕

Q７　認定 NPO 法人など特定のフードバンク等に対する寄付金については一般の寄付金特別枠で損金算入の上限が設定される税制上の優遇措置があります。この税制での特例措置を活用していますか。
（参考URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf）

〔１つに○〕

１．　活用している　　回答欄
２．　活用していない　　回答欄
３．　わからない　　回答欄

Q８　Q10のフードバンク等への寄附での税制の特例措置を活用していない理由はなんでしょうか。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．　知らなかった　　回答欄
２．　メリットが少ない　　回答欄
３．　手続きが煩雑　　回答欄
４．　その他〔具体的に記入してください〕

Q９　フードバンク等に食品を提供することのメリットとして認識しているものをお答えください。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．　食品の廃棄費用を抑制することができる　　回答欄
２．　食品ロスの削減に貢献することができる　　回答欄
３．　企業イメージを高めることができる　　回答欄
４．　地域との結びつきを強めることができる　　回答欄
５．　従業員のモチベーションアップにつながる　　回答欄
６．　その他〔具体的に記入してください〕

Q10　フードバンク等に食品を提供することの障壁となっていることをお答えください。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．　自社の提供可能範囲にフードバンクがない　　回答欄
２．　人手が足りない　　回答欄
３．　費用がかかる　　回答欄
４．　提供可能な食品がない　　回答欄
５．　フードバンク側の食品受取条件（数量、温度帯、賞味期限残存期間など）に適合しない　　回答欄
６．　食品を提供したいが、フードバンクに関する情報が不足している　　回答欄
７．　提供後の品質管理に不安がある　　回答欄
８．　提供後に再販等のおそれがある　　回答欄
９．　ブランド価値が損なわれる　　回答欄
10．　その他〔具体的に記入してください〕

Q11 今後、貴社ではフードバンク等に食品を提供したいと思いますか。

〔該当するものに○。複数回答可〕

1. 提供したい　回答欄
2. どちらかといえば提供したい　回答欄
3. どちらともいえない　回答欄
4. どちらかといえば提供したくない　回答欄
5. 提供したくない　回答欄
6. 分からない　回答欄
7. その他〔具体的に記入してください〕

Q12 貴社の食品ロス削減の取り組み状況を「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局」や農林水産省のホームページで、企業名等を公表したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
社名の公表が難しいものがあれば、理由と共にお知らせください。

〔公表に同意いただける場合、以下に○〕
回答欄

〔公表が難しい場合、以下を記載〕

項目		公表が難しい理由〔具体的に記入してください〕
A	納品期限の緩和 （公表対象：企業名、対象品目名）	
B	フードバンクへの余剰食品の提供 （公表対象：企業名）	

Q13 貴社の食品ロス削減の取り組み内容を、「食品ロス削減のためのワーキングチーム事務局」や農林水産省ホームページで公表させていただきたいと思います。以下のいずれかの方法にて、取り組み内容をご教示ください。

〔下記の表より番号を記載〕
回答欄

1. 自社の食品ロス削減の取組に関するWEBページがあるので、URLを回答する〔URLを具体的に記入してください〕
2. 下記のフォーマットを参考に取組事例を整理したので、電子ファイルを送付する
3. 公表を希望しない

【電子ファイルの送信方法について】
当該応募様式とともに、loss-non@maff.go.jp 宛に、2022年10月21日までに送付してください

参考：事例フォーマット　（Ａ４×１枚を基本とする）

【○○株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

<商慣習の見直し（納品期限の緩和、販売期限の延長の取組）>
○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（対象品目、実施開始時期などについて記載）。

<食品ロス削減・食品リサイクルの取組>
○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（上記の取組以外でPRしたいことを記載）

（上記取組内容の具体的内容を記載）・・・・

図・写真

［関連ウェブページ］
○○

［お問い合わせ先］
○○部○○課（03-○○○○-○○○○）

9　貴社の概要について

Q14　貴社の全社売上高として当てはまるものを１つお選びください。

〔１つに○〕

1．	10億円未満	回答欄
2．	10～50億円未満	回答欄
3．	50～100億円未満	回答欄
4．	100～500億円未満	回答欄
5．	500～1000億円未満	回答欄
6．	1000億円以上	回答欄

Q15　貴社の営業エリアをお教えください。〔複数回答可〕

〔複数回答可、下記の表より番号を記載〕

回答欄

北海道	01．北海道				
東北	02．青森県	03．岩手県	04．宮城県	05．秋田県	06．山形県
	07．福島県				
関東	08．茨城県	09．栃木県	10．群馬県	11．埼玉県	12．千葉県
	13．東京都	14．神奈川県	15．山梨県	16．長野県	17．静岡県
北陸	18．新潟県	19．富山県	20．石川県	21．福井県	
東海	22．岐阜県	23．愛知県	24．三重県		
近畿	25．滋賀県	26．京都府	27．大阪府	28．兵庫県	29．奈良県
	30．和歌山県				
中国	31．鳥取県	32．島根県	33．岡山県	34．広島県	35．山口県
四国	36．徳島県	37．香川県	38．愛媛県	39．高知県	
九州・沖縄	40．福岡県	41．佐賀県	42．長崎県	43．熊本県	44．大分県
	45．宮崎県	46．鹿児島県	47．沖縄県		

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

別紙２

令和４年度　賞味期限の延長、及び賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示※）　取組事業者用応募様式

※「日まとめ表示」…異なる製造日の商品について、表示する賞味期限を統一すること

<お問い合わせ先>：調査内容、用語など、ご不明点がございましたら、下記担当者までお問い合わせ下さい。
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課　岸田、髙橋
代表：03-3502-8111（内線 4319）
ダイヤルイン：03-6744-2066
メール： loss-non@maff.go.jp
※お問い合わせはメールでお願い申し上げます。

はじめに

- ご回答者様のお名前等を下欄にご記入ください。
  ※記入内容について照会させていただく場合がありますので、担当部署名及び記入者名の記入をお願いします。

貴社名	
部署名	
お役職	
ご氏名	
電話番号	
Ｅメール	

- 貴社の本社所在地をご教示ください。

回答欄　〔下記の表より番号を記載〕

北海道エリア	01．北海道
東北エリア	02．青森県　03．岩手県　04．宮城県　05．秋田県　06．山形県　07．福島県
関東エリア	08．茨城県　09．栃木県　10．群馬県　11．埼玉県　12．千葉県　13．東京都　14．神奈川県　15．山梨県　16．長野県　17．静岡県
北陸エリア	18．新潟県　19．富山県　20．石川県　21．福井県
東海エリア	22．岐阜県　23．愛知県　24．三重県
近畿エリア	25．滋賀県　26．京都府　27．大阪府　28．兵庫県　29．奈良県　30．和歌山県
中国エリア	31．鳥取県　32．島根県　33．岡山県　34．広島県　35．山口県
四国エリア	36．徳島県　37．香川県　38．愛媛県　39．高知県
九州・沖縄エリア	40．福岡県　41．佐賀県　42．長崎県　43．熊本県　44．大分県　45．宮崎県　46．鹿児島県　47．沖縄県

- アンケートのご記入方法について
  本調査の対象商品は、小売店向け販売分で、自社ブランド商品が対象です。（業務用ルート向けの商品、および取引先のプライベートブランド商品は対象外です）
  商品アイテム数は、商品規格が異なるものをカウントしてください。
  「１つに○」「該当するものに○」の設問の場合、「回答欄」のテキストボックス又は表に、○を直接入力してください。

ここからが設問です。

1　賞味期限の延長、賞味期限表示の大括り化の現状について

Ｑ１　貴社商品の賞味期限の延長、及び賞味期限表示の大括り化　（年月表示、日まとめ表示※）　の状況についてカテゴリー及び賞味期限日数別に、当てはまる商品アイテム数を集計し、表の該当欄に記入してください。
なお、賞味期限を延長した商品については、延長後の賞味期限日数に分類し、集計・記入してください。
※「日まとめ表示」…異なる製造日の商品について、表示する賞味期限を統一すること

カテゴリー		賞味期限日数 ※賞味期限を延長した商品は、延長後の賞味期限日数欄に記入してください	全商品アイテム数(2022年６月末時点) ※商品アイテムの取扱がない場合は「－」と記入ください。その場合、右の②～⑥の回答は不要です。	賞味期限の延長			大括り化：年月表示化又は日まとめ表示化		
				2012年以降に賞味期限を延長した実績のあるカテゴリーに○を記入ください	2021年７月～2022年６月末までに賞味期限延長を実施した商品アイテム数	2022年７月以降に賞味期限延長を実施予定（実施予定時期が具体的に決まっている）の商品アイテム数	2022年6月末時点で、賞味期限表示が大括り化されている商品アイテム数	2021年７月～2022年６月末までに賞味期限表示の大括り化を実施した商品アイテム数	2022年７月以降に賞味期限表示の大括り化を実施予定（実施予定時期が具体的に決まっている）の商品アイテム数
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
A	菓子	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
B	清涼飲料	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
C	缶詰・レトルト等	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
D	風味調味料	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
E	冷凍食品	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
F	調味料 ※風味調味料を除いてお答えください	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
G	チーズ・バター	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
H	ビール、発泡酒、新ジャンル	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							
I	その他加工食品 ※飲料、菓子、風味調味料、レトルト食品、缶詰、びん詰を除いてお答えください	180日未満							
		180日～１年未満							
		１年以上							

「その他加工食品」の具体的品目をご記入ください。	

【上記カテゴリーの品目例】

カテゴリー	品目例
調味料	醤油、低カロリー甘味料、味噌、食酢、合わせ酢（和風）、みりん風調味料、料理用日本酒、料理用ワイン、液体だし、ソース、ケチャップ、焼き肉のたれ、マヨネーズ、ドレッシング、香辛料（からし・わさび以外）、からし・わさび、つゆ、中華調味料、中華料理の素、まぜ御飯の素、ふりかけ、お茶漬の素 ※風味調味料は除く

カテゴリー	品目例
チーズ・バター	バター、チーズ
冷凍食品	冷凍水産素材、冷凍畜産素材、冷凍農産素材、冷凍調理、冷凍ピザ・グラタン類、冷凍麺、冷凍米飯加工品

カテゴリー	品目例
ビール、発泡酒、新ジャンル	ビール、発泡酒、新ジャンル
その他加工食品	食用油、粉類、瓶缶詰、スプレッド・ホームメイキング、乾物、乾麺・スパゲティ、スープ、米・雑穀、珍味 など ※飲料、菓子、風味調味料、レトルト食品、缶詰、びん詰は除く

Q２　貴社では今後賞味期限延長を検討する予定はありますか。

〔１つに○〕

１．	検討する予定がある	回答欄
２．	どちらともいえない	回答欄
３．	検討する予定はない	回答欄
４．	分からない	回答欄
５．	その他〔具体的に記入してください〕	

Q３　貴社では今後賞味期限表示の大括り化を検討する予定はありますか。

〔１つに○〕

１．	検討する予定がある	回答欄
２．	どちらともいえない	回答欄
３．	検討する予定はない	回答欄
４．	分からない	回答欄
５．	その他〔具体的に記入してください〕	

2　フードバンク等の活用について

Q４　貴社のフードバンク・子ども食堂などへの食品の寄附の状況として当てはまるものをすべてお答えください。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．	自社の事業活動で発生する余剰食品を定期的に提供している	回答欄
２．	自社の事業活動で発生する余剰食品を非定期的に提供している	回答欄
３．	賞味期限が近づいた備蓄食品を提供している	回答欄
４．	フードドライブなどによって消費者から自社に集められた余剰食品を提供している	回答欄
５．	仕入れ先から集めた余剰食品を提供している	回答欄
６．	その他の方法・内容で余剰食品を提供している	回答欄
７．	余剰食品を提供していない	回答欄

Q５　フードバンクに寄贈した食品の費用は、全額を寄付金ではなく、費用とすること（損金算入）ができます。この税制での特例措置を活用されていますか。〔１つに○〕
税制の特例措置の詳細は、下記のURLの通りです。
（参考URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf）

〔１つに○〕

１．	活用している	回答欄
２．	活用していない	回答欄
３．	わからない	回答欄

Q６　Q４のフードバンク等への寄附での税制の特例措置を活用していない理由はなんでしょうか。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．	知らなかった	回答欄
２．	メリットが少ない	回答欄
３．	手続きが煩雑	回答欄
４．	その他〔具体的に記入してください〕	

Q７　認定 NPO 法人など特定のフードバンクに対する寄付金については一般の寄付金特別枠で損金算入の上限が設定される税制上の優遇措置があります。この税制での特例措置を活用していますか。

（参考URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf）

〔１つに○〕

１．	活用している	回答欄
２．	活用していない	回答欄
３．	わからない	回答欄

Q８ Q６のフードバンク等への寄附での税制の特例措置を活用していない理由はなんでしょうか。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．	知らなかった	回答欄
２．	メリットが少ない	回答欄
３．	手続きが煩雑	回答欄
４．	その他〔具体的に記入してください〕	

Q９ フードバンク等に食品を提供することのメリットとして認識しているものをお答えください。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．	食品の廃棄費用を抑制することができる	回答欄
２．	食品ロスの削減に貢献することができる	回答欄
３．	企業イメージを高めることができる	回答欄
４．	地域との結びつきを強めることができる	回答欄
５．	従業員のモチベーションアップにつながる	回答欄
６．	その他〔具体的に記入してください〕	

Q10 フードバンク等に食品を提供することの障壁となっていることをお答えください。

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．	自社の提供可能範囲にフードバンク等がない	回答欄
２．	人手が足りない	回答欄
３．	費用がかかる	回答欄
４．	提供可能な食品がない	回答欄
５．	フードバンク側の食品受取条件（数量、温度帯、賞味期限残存期間など）に適合しない	回答欄
６．	食品を提供したいが、フードバンクに関する情報が不足している	回答欄
７．	提供後の品質管理に不安がある	回答欄
８．	提供後に再販等のおそれがある	回答欄
９．	ブランド価値が損なわれる	回答欄
10．	その他〔具体的に記入してください〕	

Q11 今後、貴社ではフードバンク等への食品提供の実施を検討する予定はありますか。〔１つに○〕

〔該当するものに○。複数回答可〕

１．	検討する予定がある	回答欄
２．	どちらともいえない	回答欄
３．	検討する予定はない	回答欄
４．	分からない	回答欄
５．	その他〔具体的に記入してください〕	

Q12 貴社が食品ロス削減に取り組んでいることを、食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局や農林水産省ホームページで公表させていただきたいと思います。社名を公表することができないものがあれば、理由とともにお知らせください。内容を全てお教えください。

〔公表に同意いただける場合、以下に○〕

回答欄

〔公表が難しい場合、以下を記載〕

項目		公表が難しい理由〔具体的に記入してください〕
１．	賞味期限の延長 （公表対象：企業名、対象品目名）	
２．	賞味期限表示の大括り化 （公表対象：企業名、対象品目名）	
３．	フードバンクの活用 （公表対象：企業名）	

Q13 貴社の食品ロス削減の取組内容を、食品ロス削減のためのワーキングチーム事務局や農林水産省ホームページで公表させていただきたいと思います。以下のいずれかの方法にて、取組内容をご教示ください。

〔下記の表より番号を記載〕

回答欄

１． 自社の食品ロス削減の取組に関するWEBページがあるので、URLを回答する。〔URLを具体的に記入してください〕

2． 下記のフォーマットを参考に取組事例を整理したので、電子ファイルを送付する
3． 公表を希望しない

【電子ファイルの送信方法について】
当該応募様式とともに、loss-non@maff.go.jp 宛に、2022年10月21日までに送付してください

参考：事例フォーマット　（A４×１枚を基本とする）

【〇〇株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

＜商慣習の見直し（賞味期限の延長、賞味期限表示大括り化の取組）＞
〇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（対象品目、実施開始時期などについて記載）。

＜食品ロス削減・食品リサイクルの取組＞
〇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（上記の取組以外でPRしたいことを記載）

（上記取組内容の具体的内容を記載）・・・・

図・写真

［関連ウェブページ］
〇〇

［お問い合わせ先］
〇〇部〇〇課（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

別紙３　【〇〇株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

＜商慣習の見直し（納品期限緩和、賞味期限表示大括り化の取組、賞味期限の延長）＞
〇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（対象品目、実施開始時期などについて記載）。

＜食品ロス削減・食品リサイクルの取組＞
〇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（上記の取組以外でPRしたいことを記載）

（上記取組内容の具体的内容を記載）・・・・

図・写真

［関連ウェブページ］
〇〇

［お問い合わせ先］
〇〇部〇〇課（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

別紙３　【農林株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

記載例（小売事業者）

＜商慣習の見直し（納品期限緩和、賞味期限表示大括り化の取組、賞味期限の延長）＞

○　清涼飲料、賞味期間180日以上の菓子について、１／３ルールを緩和済み。
　今後は、カップ麺、レトルト食品等でも実施予定。
○　プライベートブランドの飲料においては全て、納品期限を賞味期限の2分の１に緩和している。
○　販売期限については設定せず、値引き等により当日まで販売している。

＜食品ロス削減・食品リサイクルの取組＞

○　賞味期限の短くなった食品を値引き販売することで、売り切るようにしている。
○　食品ロス削減を呼びかけるポスターを掲示し、消費者啓発に努めている。

【注】
・納品期限緩和に取り組んでいる品目数は何品目でも問題ありません。
　今後の取組予定がない場合は、予定の記載は必要ありません。
・記載いただく食品ロス削減・食品リサイクルの取組の数は、1つでも複数でも問題ありません。

飲料での納品期限緩和

○　プライベートブランド「のうりん」の茶、コーヒーについて、納品期限を賞味期限の2分の１に設定。

（プライベートブランド飲料）

［関連ウェブページ］
http://・・・・・・・・・・・・・・・

【注】
・取組の具体的な内容に関する記載は、フォーマットの形式をそのまま使用していただいても、形式を変えて編集いただいても問題ありません。
・可能な範囲で、取組に関係する写真の掲載をお願いします。

店舗での販売の工夫

○　食品ロス削減を呼びかけるポスターを賞味期限の迫った商品を集めた棚に設置し、その棚の商品を毎日17時を過ぎてから値引き販売することで売り切りに努めている。

（店舗の様子）

食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

10月の食品ロス月間には、店舗に「ろすのん」のポスターを掲示

［お問い合わせ先］
商品部サステナビリティ推進課（TEL:03-○○○○-○○○○）

別紙３　【のうりん製菓株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組

記載例（製造事業者）

＜商慣習の見直し（納品期限緩和、賞味期限表示大括り化の取組、賞味期限の延長）＞

○　賞味期間360日以上の菓子において、年月表示を行っている。

○　年月表示を導入するにあたり、包装技術を更新し、賞味期限を1ヶ月延長した。

＜食品ロス削減・食品リサイクルの取組＞

○　廃棄する予定の商品を、フードバンクへ寄付している。

○　製造過程で発生する生地のあまりを使用して、別の商品を製作している。

【注】
・賞味期限表示に取り組んでいる品目数は何品目でも問題ありません。
今後の取組予定がない場合は、予定の記載は必要ありません。
・記載いただく食品ロス削減・食品リサイクルの取組の数は、1つでも複数でも問題ありません。

昨年より、賞味期限360日以上の菓子で、賞味期限の年月表示化を試験的に実施。問題が見られなかったため、今年中には賞味期限180日以上の菓子も年月表示化する方向で調整中。

また、規格外品や返品等により廃棄することになった商品を、1週間ごとにフードバンク農林へ輸送し、寄付している。

製造過程で整形等により発生する菓子の生地のあまりについても、集めて別の商品へ使用し、割安で販売している。

［関連ウェブページ］
http://・・・・・・・・・・・・・・・

［お問い合わせ先］
商品部サステナビリティ推進課（TEL:03-○○○○-○○○○）

【注】
・取組の具体的な内容に関する記載は、フォーマットの形式をそのまま使用していただいても、形式を変えて編集いただいても問題ありません。
・可能な範囲で、取組に関係する写真の掲載をお願いします。（例では年月表示の商品の写真としていますが、この例にとらわれず、食品ロス・リサイクルの取組に関する写真や図でも結構です。）

別紙４

〇商慣習見直しの取組の重要性について

【納品期限の緩和】

賞味期間の 3 分の 1 以内で小売店舗に納品する、いわゆる「3 分の 1 ルール」があります。このルールのもとでは、賞味期間の 3 分の 1 以内で納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数が残っているにも関わらず、廃棄となる可能性があります。このため、小売店舗において納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながることが期待されます。

【賞味期限表示の大括り化】

多くの商品の賞味期限表示が年月日で表示されています。小売業者の在庫商品よりも賞味期限が早いことが理由で、商品を納品できないことがあります。この場合納品できなかった商品は、廃棄の可能性が高まります。このため、賞味期限を年月または日まとめ（年月日表示のまま、日の表示を例えば 10 日単位で統一）にするなど大括り化して表示し、納品する商品が在庫商品よりも賞味期限が早くなる機会を減らし、食品ロスの削減につながることが期待されます。

【賞味期限の延長】

賞味期限を延長することで、納品期限や販売期限の延長に取り組みやすくなることや、賞味期限までの期間が長くなることで消費者が購入しやすくなることから、食品ロス削減につながることが期待されます。

また、賞味期限表示の大括り化を実施することにより、賞味期間が最大１ヶ月短縮してしまう可能性があります。そのため、賞味期限の延長に取り組むことは、大括り化の実施を推進する上でも重要です。

【フードバンク・子ども食堂等への食品の提供】

　食品事業者が、製造工程で発生する規格外品や売れ残り等の未利用食品を、フードバンク・子ども食堂等へ提供する取組は、食品ロスの削減にも効果があります。

【これまでの取組状況】

〇令和３年 10 月時点の取組事業者数（予定含む）

・納品期限の緩和：186 事業者（令和 2 年 10 月時点：142 事業者）

・賞味期限表示の大括り化：223 事業者（令和 2 年 10 月時点：156 事業者）

〇上記のうち、納品期限緩和に取り組む総合スーパー、生協、食品スーパーの

売上高シェア：46%（令和２年 10 月時点：42%）

（食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局（公益財団法人流通経済研究所）調べ。「2021 全国スーパーマーケット年鑑　全国版」より売上高を集計）

〇これまで大手企業を中心に商慣習の見直し等の取組が進んでいましたが、最近では、地方や中小規模の食品スーパーにおいて取組事業者数が伸びております。本取組が全国的に浸透するためには、引き続き地方や中小規模の食品スーパー等での取組の拡大が必要です。

食品小売業や食品製造業における食品ロスの削減に向けた取組の例

～食品ロス削減推進法の基本方針における「求められる役割と行動」より抜粋～

食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロスの削減に向けて、食品関連事業者には発生要因に即した様々な役割と行動が求められています。
食品小売業者、食品製造業者の皆様、以下の取組例を参考に、自らの店舗の食品ロスの削減に向けて取り組んでみませんか。また、自ら取り組んでいることをお客様・消費者に積極的にアピールするとともに、お客様・消費者にも働きかけて、いっしょに取り組んでいきましょう。

食品小売業

- ✓ 厳しい納品期限の緩和
- ✓ 需要予測の高度化や適正発注の推進
- ✓ 季節商品の予約制等需要に応じた販売の工夫
- ✓ 売り切りの取組（値引き・ポイント付与等）
- ✓ 小分けや少量販売
- ✓ 本部と加盟店が協力したロス削減（フランチャイズ）

食品製造業

- ✓ 需要予測の高度化や適性受注の推進
- ✓ 消費実態に合わせた容量の適正化
- ✓ 原料の無駄のない利用、製造・出荷工程の適正管理・鮮度保持
- ✓ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ✓ 年月表示化など賞味期限表示の大括り化
- ✓ 食品の端材や型崩れ品の有効活用

食品関連事業者共通

- ✓ 食品ロスの状況と削減の必要性の理解
- ✓ 消費者に対する自らの取組の情報提供や啓発の実施
- ✓ 食品廃棄物等の継続的な計量
- ✓ サプライチェーンでのコミュニケーションの強化
- ✓ 包装資材に傷や汚れがあったとしても、商品である中味が毀損していなければ、そのまま販売（輸送や保管に支障を来す場合を除く）
- ✓ フードシェアリングの活用
- ✓ フードバンク活動への理解、未利用食品の提供
- ✓ 食品ロス削減に向けた組織体制の整備
- ✓ 国や自治体の施策への協力